

日連 19 第 740 号
(業 1 第 69 号)
平成 19 年 10 月 29 日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、企業会計と法人税制のあり方について

(諮問の趣旨)

わが国の法人税法は、課税所得金額の計算の基礎となる収益、費用及び損失の額について、一般に公正妥当な会計処理の基準に従って計算する旨を定めており、また、株主総会等で承認された決算に基づいて申告を行う確定決算主義を採用しています。このため、企業会計と法人税制は、それぞれの目的や趣旨が異なるとしても、相互に密接な関係を有しています。

近年の企業会計は、国際基準との整合性を図ることなどを目的として、多くの基準が制定されるとともに、その見直しが行われてきました。同時に、中小会社に関しては、その実状に即した「中小企業の会計に関する指針」が制定され、定着しつつあります。

一方、法人税法における制度設計をみると、平成 10 年度の税制改正以降、企業会計と乖離する傾向が顕著になりましたが、金融商品会計基準やリース会計基準などと平仄を合わせる税制も導入されています。また、今年度の税制改正における減価償却制度の見直しは、いわゆる逆基準性の問題とも関連して、会計と税制との関係について新たな問題を提起していると思われます。

このような動向をみると、会計と税制の関係を改めて検証する時期にきていると考えられます。そこで、確定決算基準や損金経理要件のあり方などを踏まえ、企業会計と法人税制の関係について、そのあるべき方向を検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。